

組合そくほう

信州大学教職員組合

<http://www7a.biglobe.ne.jp/~akarenga/>

全大教ホームページ <http://www.zendaikyo.or.jp/>

信州大学教職員組合事務局

直通電話：0263-33-0933 (FAX 兼用)

内線：811-2341

メール：akarenga@kbf.biglobe.ne.jp

通算 911 号 2021 年 12 月 6 日発行

令和 3 年給与制度改革の見送り

令和 3 年 11 月 24 日閣議決定により、令和 3 年度の国家公務員の給与法改正が見送られることとなりました。これを受け信州大学においても 12 月 1 日の役員会で以下のことが決定されました。組合にも総務部人事課を通じて説明がありました：

(1) 給与制度改革の見送ることを決定した。すなわち令和 3 年度 12 月のボーナス引き下げは見送ることを決定した。

(2) 閣議決定においては「令和 3 年度の引下げに相当する額については、令和 4 年 6 月の期末手当から減額することで調整を行うものとする。」こととされておりますが、令和 4 年度以降の法人の対応については、給与法への準拠を基本として、改正状況等を注視しつつ、引き続き検討していく予定である。

今般の「人事院勧告に準拠した 12 月のボーナス引き下げの件」に関しましては、組合は団体交渉を通じて法人側と協議をしてみましたが、結局決裂したという経緯がございました（組合そくほう 909 号で既報）。しかしながら閣議決定がなされない状態が続いたため、組合としては改めて法人側に、「給与法改正が行われなかった場合の信州大学の対応」を問い合わせておりました。12 月 1 日の役員会の正式な決定があった後、法人側から組合に上記の内容の説明がありました。



図書の紹介 『「私物化」される国公立大学』

国のような権力分立のシステムも、企業のような株主総会の仕組みもない大学で、「下から」の監視機能が弱められた「トップダウン型経営」になると、どのような事態に陥るかを、北海道・東京・筑波・京都・大分など各大学の現場から紹介しています。極端な事例のようにみえますが、「大学の立地や沿革により一定の「時差」をはらみながらも、すべての国公立大学を巻き込まずにはおかない変化」だといいます（京都大学からの報告、27 ページ）。参考になるところの多い本です。（駒込武編、岩波書店〔岩波ブックレット〕、2021 年）

(三木)